

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱いについて（令和7年4月改正）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）により、専任技術者の配置を要する工事金額の基準を引き上げる改正がされました。

これに対応し、袋井市建設工事執行規則第22条3項及び袋井市建設工事請負契約約款第10条3項に規定する「現場代理人の兼任」を認める要件等を下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

1. 現場代理人を兼任することができる要件について

袋井市が発注する工事又は袋井市以外の機関が発注する工事で、次の(1)(2)に該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

- (1) 工事1件の請負代金の額（税込）が 4,500万円（建築一式工事にあっては 9,000万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。※ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

- (2) 工事1件の請負代金の額（税込）が 4,500万円（建築一式工事にあっては 9,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も 4,500万円（建築一式工事にあっては 9,000万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、3件までとする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。

具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込み）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

2. 手続きについて

現場代理人を兼任する場合には、あらかじめ担当監督員の確認を得た後、契約時に提出する「主任技術者等通知書」と同時に別紙「現場代理人の兼任申請書」を提出してください。

3. 開始時期

令和7年4月1日以降の契約締結分から施行します。